林業種苗法施行規則の一部を改正する省令

林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「条例の公布と同一の」を「都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の四第一項及び第五十六条の五第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（開発保全航路内における放置等禁止物件）」に改める。

第十八条の四の次に次の二条を加える。

（緊急確保航路内における放置等禁止物件）

第十八条の五　法第五十五条の三の四第一項の国土交通省令で定める物件は、次に掲げるものとする。

一　船舶

二　土石

三　いかだ

四　竹木

五　車両

六　前各号に掲げるもののほか、緊急確保航路における非常災害が発生した場合の船舶の交通又は沈没物その他の物件の除去に支障を与える程度においてこれらの物件に類するもの

（緊急確保航路内における技術基準対象施設の建設等の許可）

第十八条の六　法第五十五条の三の四第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を国土交通大臣に提出するものとする。

一　次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ　イ及びロの照査方法

二　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三　建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2　前項の規定は、法第五十五条の三の四第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項及び第十号様式中「第四十三条の八第二項」の下に「、第五十五条の三の四第二項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の港湾法施行規則第十号様式による証明書は、この省令による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。